

三良坂ハイヅカ湖畔の森 ワーキングスペース特記仕様書

三良坂ハイヅカ湖畔の森の体験交流センター（管理棟）内のワーキングスペースに係る指定管理者が行う業務については、この特記仕様書によるものとする。

1 趣旨

本仕様書は、湖畔の森の指定管理者が行うワーキングスペースに係る管理運營業務等の内容について定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

指定管理者は、ワーキングスペースを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に留意して行うこと。

- (1) ワーキングスペースは、市が進めるお試しオフィスとしての利用及びキャンプ場利用者等に Wi-Fi の通信環境下で仕事が可能なスペースとして利活用すること。
- (2) ワーキングスペースは、個人または団体が、貸し切りで利用することができる。
- (3) (1)以外の利用については、事前に市と協議すること。

3 施設の運営に関すること

- (1) お試しオフィスとしての利用については、市が利用者の仲介をする場合がある。
- (2) ワーキングスペースの利用人数は原則 8 人以内とし、利用状況に応じて人数の制限を行うことができる。
- (3) 事前予約、使用の受付、料金徴収、備品等の管理を行うこと。

3 その他注意事項

- (1) 指定管理者は、この特記仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定するものとする。

※「お試しオフィス」とは、トライアルオフィスともいい、都市部の企業等が試行的に勤務するオフィスのこと。